

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		独立行政法人統計センター			府省名	総務省	
沿革		内閣統計局、総理府統計局などに属する内部機関 → 昭 59.7 総務庁統計センター → 平 13. 1 総務省統計センター → 平 15. 4 独立行政法人統計センター					
中期目標期間		第 1 期：平成 15 年度～19 年度（5 年間） 第 2 期：平成 20 年度～24 年度（5 年間）					
役員数及び職員数 (平成 24 年 3 月 31 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人（2 人）	3 人（0 人）	3 人（2 人）	841 人		261 人
年 度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,399	10,350	9,784	9,426	8,846	—
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	9,399	10,350	9,784	9,426	8,846	—
	うち運営費交付金	9,399	10,350	9,784	9,426	8,846	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		9,399	10,350	9,784	9,426	8,846	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		565	920	1,354	1,618		
発生要因		平成 23 年度決算額において、利益剰余金は約 16 億円であり、主な発生要因は、業務の効率化により剰余金が発生したため。					
見直し内容		利益剰余金については、中期計画最終年度に統計センター法第 13 条に基づく手続を行い、主務大臣の承認を受けた金額以外は国庫へ納付する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		303	918	1,566	2,094		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		9,106	9,639	9,006	8,716	(見込み) —	(見込み) —
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		○ 行政サービスの実施及びコスト削減にあたっては、中期目標に基づき、業務経費、一般管理費の削減に努めるなど、効率的な業務運営に努めている。					

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 23 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経常統計調査等に係る経費及び一般管理費については、期末年度（平成 24 年度）までに、前期末年度（平成 19 年度）の該当経費相当に対して 15%削減（▲2.1 億円）を目標としていたところ、平成 23 年度に前期末年度比 26.5%削減（▲3.7 億円）となり、目標を達成した。 ○ 人員の削減については、中期目標では期末（平成 24 年度末）の常勤役職員数を、前期末（平成 19 年度末）に対して 6.6%削減（▲59 人の純減）していたところ、目標達成に向け着実に削減が進んでいる。 ○ 業務・システムの最適化については、平成 19 年 10 月に策定した「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」に基づき、22 年度までに、対象システムの切替えをすべて完了させ、ハードウェアの統一化、コスト削減、省スペース化、製表業務担当職員の利便性向上、PC の運用管理作業の省力化を実現し、23 年度は、実現した環境の維持に努めた。この結果、平成 23 年度は、効果比較年度の 18 年度に比べて約 6 億 3 千万円の経費削減となった。
---	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表（案）

法人名	独立行政法人統計センター			府省名	総務省	
事務及び事業名	製表事業・政府統計共同利用システム運営事業					
事務及び事業の概要	<p>○ 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査における製表事業並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて製表事業を行う。また、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、同法に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等並びに匿名データの作成及び提供を受益者負担の原則の下、実施する。</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定）に基づき、全府省・地方公共団体が共同で利用する基盤システム（政府統計共同利用システム）について、運営その他各種サービスを提供する。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	10,350	9,784	9,426	8,846	-
	国からの財政支出額	10,350	9,784	9,426	8,846	-
事務及び事業に係る職員数 (各年度末現在)	常勤	863 人	852 人	841 人	831 人	-
	非常勤	205 人	231 人	261 人	-	-
「基本方針」での指摘	<p>【製表事業】</p> <p>○ 平成 23 年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成 22 年度と比較して 20%縮減する。</p> <p>○ 平成 23 年度の一般管理費について、平成 22 年度と比較して 20%縮減する。</p> <p>○ コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。</p> <p>【政府統計共同利用システム運営事業】</p> <p>○ 統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>公的統計が「社会の情報基盤としての統計」としての役割を十分に果たすことができるよう、中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を担い、その機能を十分に発揮すること。</p> <p>先般の独立行政法人制度改革において行政執行法人とされたことを踏まえ、統計センターの政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとする。</p> <p>1 各種統計調査の製表業務に関し、納期を順守するとともに、更なる質の向上に取り組むこと。</p> <p>2 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する</p>					

	<p>法律案」(平成24年5月11日閣議決定、国会提出)等に基づき、思い切ったスリム化、業務運営の高度化・効率化に取り組むこと。その際、ABC/ABMを基礎としたコスト管理を行うこと。</p> <p>3 一方で、統計作成を取り巻く状況の変化から生じる業務量の増大にともなう以下の取組みについて、適切に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査環境悪化に伴う記入状況不備等への対応 ② 公的統計作成における各府省・地方公共団体への更なる支援 ③ 政府統計共同利用システムによるサービス提供の充実・強化 <p>4 更に、新たに発生する以下の業務にも適切に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において求められているビジネスレジスター※への対応 <ul style="list-style-type: none"> ※ ビジネスレジスターとは、登記情報、労働保険情報、各種統計調査結果の情報をを用いて全ての事業所・企業の名簿を整備し、事業所・企業を対象とする統計調査で使用される母集団名簿を一元的に提供するもの。 ② 「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日IT戦略本部決定)等に基づく公的統計データの提供拡大への対応(次世代統計提供システムの運用)。各種統計調査のデータ提供におけるニーズ把握の実施 ③ 新たに創設されるサービス産業の実態を毎年捉える統計調査の製表への対応 ④ 物価の地域差を毎年捉える統計調査の製表等新たな統計調査への対応 <p>5 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃への対策を講じるとともに情報セキュリティ対策の徹底に引き続き取り組むこと。</p> <p>6 今後の発展的な業務運営に向け、適切な目標を立てるとともに、その業務の性質に応じた定量的な評価指標の精緻化を図ること。</p>
<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>【独立行政法人改革における行政執行法人として位置づけ】</p> <p>先般の独立行政法人制度改革により、統計センターが行政執行法人(公務員型)とされた理由は以下の4点である。</p> <p>1 行政執行型の業務に集中・純化</p> <p>民間委託等が可能である業務は極力民間委託等を行う方針を堅持することによりスリム化を徹底し、統計作成の企画・設計、報告義務を課した調査対象者への内容照会、地方統計事務への助言・支援、結果の精度管理等の行政執行型の業務(国の責任と判断の下で、国と密接な連携をとりつつ、確実・正確に執行されるべき業務)に集中・純化すること。</p> <p>2 争議権行使による業務の停滞が国民生活・社会経済に及ぼす影響</p> <p>争議権の行使等により消費者物価指数、完全失業率、家計調査結果(経常三調査)等の作成業務が停滞し、結果公表等に遅延が生じれば、市場の混乱(社会経済の安定に直接かつ著しい影響)を招く恐れがあること。</p>

	<p>3 厳格な服務規律の確保の必要性 個人情報流出に対する国民の不安が高まり、統計調査への拒否が増加傾向にあり、統計調査結果の精度低下への懸念。この状況への対応には、個人・企業情報など秘密情報を取扱う統計センターの職員にあっては、国民からの信頼をより一層確保するため、守秘義務のみならず服務規律を厳格に保つ必要があること。</p> <p>4 秘密情報を扱うことによる中立公正性の確保の必要性 国勢調査や経済センサス等の全国民・世帯、全企業・事務所の調査票等の秘密情報を扱ってきたところ。さらに、新たな業務の拡大に伴い、公表前情報・調査票情報などの秘密情報の取扱量も増大。守秘義務のみならず私企業からの隔離等を含む中立公正性を確保することにより、国民及び市場の信頼を確保することが必要であること。</p>
--	--

III 組織・運営の見直しに係る当初案整理表(案)

法人名	統計センター
-----	--------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の 国庫返納	○利益剰余金は、独法通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として処分し、現中期目標の期間(20~24年度)終了後、国庫納付予定。 なお、独法通則法第46条の2に該当する不要財産は有していない。	-	○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。 ○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。
2. 取引関係の 見直し ① 随意契約 の見直し等	○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表している。 平成24年度以降も、調達時期の早期化や更なる公告期間の延長等を行い、より一層の競争性の確保等、一者応札等の改善に努めていく。	○当該計画を実施したことにより、平成23年度随意契約については、4件(霞が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料)となっており、これについては、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。 また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札となった契約案件は、前年度に比べ1件減少(10件→9件)した。	○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
② 契約に係る 情報の公開	○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(要請)」(平成23年6月9日 統計局長通知)に基づき、当法人ホームページにおいて公表している。 引き続き、契約に係る情報について公表を行っていく。	-	○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
③ 調達の見 直し	○庁舎維持管理等業務(警備、設備管理、清掃、電気)及び職員に対する健康診断、また、コピー用紙の調達についても、総務省と連携を図り共同調達を実施し、コスト削減を図っている。引き続き、共同調達を実施し、コスト削減を図る。 ○「公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて」(平成23年9月26日内閣府公共サービス改革推進室)に基づき、(独)統計センターLAN等運用管理業務を官民競争入札等の対象とする予定であり、LAN等運用管理業務のサービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。 ○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス分科会とりまとめ)に沿い、入札実施後のフォローアップ調査を行うことによる一者応札の更なる見直しや、スケールメリットを活かした共同調達(庁舎維持管理等業務等)の拡大による調達の効率化等を図り、コスト削減に努めている。引き続き、同左の取組により、コスト削減に努める。	-	○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
3. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	○役職員の給与については、国家公務員の給与に準拠した規程を定め適用し、その水準についてはホームページで公表しているところ。今後も国家公務員の給与に準じて必要な見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準との比較結果をホームページで公表していく。	○「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)に基づき、国家公務員と同等の給与削減を人事院勧告分は平成23年4月まで遡及し、臨時特例分は平成24年4月から適用している。 ○平成23年度の給与水準は、対国家公務員比較指数は97.9と、国家公務員の給与水準を下回っており、また、地域勤案、学歴勤案、地域・学歴勤案の全ての指数比較においても対国家公務員の指数を下回っていることから、当法人の給与水準は適切であると考えられる。	○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	○「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」(平成24年5月11日閣議決定、国会提出)等に基づき、思い切ったスリム化、業務運営の高度化・効率化に取り組む。 ○内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。	-	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。(22年度から実施) ○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。
4. 自己収入の拡大	○オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用については、受益者負担(費用は法令で定められている)の下、実施している。引き続き、利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていく。 ○「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」(平成24年1月19日行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会)において、「製表事業については、各府省の統計業務が民間に漸次移行している状況を踏まえ、各府省の統計業務を統合した上で、更なるアウトソーシングが可能かどうか見極め、製表事業を統括して行うことも検討していく必要がある」とされたところ。引き続き、国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行う。受託するにあたっては実費に相当する費用を徴収することを原則とし、コスト管理を徹底する。 ○「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日IT戦略本部決定)等に基づき、公共データである統計の活用を促進するため、統計の国民・企業等への有効な提供方法について検討し、システム開発を行う。システムを国民・企業等に提供する際には、必要に応じて費用の徴収を行うことを検討する。 ○統計情報を掲載した刊行物を受益者負担の原則のもと提供する。	-	○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。 ○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 ○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。
5. その他	先般の独立行政法人制度改革において、行政執行法人とされたことを踏まえ、統計センターの政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとする。その際には、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」(平成24年5月11日閣議決定、国会提出)等に基づき、思い切ったスリム化、業務運営の高度化・効率化に取り組むとともに、新たに発生する業務にも適切に対応する。	-	(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況（平成 24 年 8 月現在）（案）

総務省所管（1法人）			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）
	統計センター (19)	○統計センターの組織運営については、業務の再編成・高度化を図るため、以下の措置を講ずることにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を行うものとする。 ① 各調査別・各工程別（受付、符号格付等）に業務量及びコストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえ、次期中期目標期間中の経費・要員の具体的な効率化目標を設定する。	① ○業務量・コストの現状を把握・分析し、数値目標を設定した中期目標、中期計画を策定。 ○各調査別・各工程別に要員投入量の計画をたてた上で業務を実施し、要員投入に係る計画と実績を評価することにより、スリム化・低コスト化を推進してきたところ。それにより、経常経費である業務経費（経常統計調査等に係る経費）及び一般管理費については前期末年度（平成 19 年度）の該当経費相当に対して 15%削減（▲2.1 億円）目標を、人員の削減については前期末（平成 19 年度末）に対して 6.6%削減（▲59 人の純減）目標をそれぞれ達成した。
		② 大規模周期調査の符号格付業務についての官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。	① ○平成 21 年経済センサス - 基礎調査の産業分類、平成 21 年全国消費実態調査の収支項目分類、平成 22 年国勢調査の産業・職業分類、平成 24 年経済センサス - 活動調査の産業分類の各符号格付業務について民間委託を実施した。

		<p>○受託製表業務については、本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で実施するものとする。その際、コスト管理を徹底するものとする。</p>	①	<p>○国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、各府省の統計作成を支援（平成23年度においては、20調査について受託製表を実施）。その際、各調査別・各工程別に要員投入量の計画をたてた上で業務を実施し、要員投入量に係る計画と実績を評価することにより、コスト管理を徹底。</p>
		<p>○製表等の技術研究については、より効率的に業務運営を行う観点から、次期中期目標期間中は、符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化するものとする。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図るものとする。</p>	①	<p>符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に職員を重点的に割り当てた。また、以下のとおり研究成果を実用化した。</p> <p>(符号格付業務の自動化)</p> <p>○市区町村コードの自動格付けに関する研究を実施。その研究成果を平成20年住宅・土地統計調査及び平成22年国勢調査へ適用(自動格付け率を目標に設定)。</p> <p>○統計分類符号に関する自動格付けの研究・開発を行い、平成21年経済センサス - 基礎調査、平成21年全国消費実態調査、平成22年国勢調査、平成23年社会生活基本調査及び平成24年経済センサス - 活動調査で実用化(精度及び自動格付け率を目標に設定)。</p> <p>(未回答事項の機械的な補完方法)</p> <p>○データの審査業務の効率化を図るため、国勢調査等の</p>

				調査票データを用いて未回答事項の機械的な補完に関する研究を実施し、随時実務に導入。
		○統計センターの事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 52 条の規定の趣旨を踏まえ、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に合わせ平成 21 年度から非公務員が担うものとする。	－	○第 169 回国会（平成 20 年）に統計センター役職員を非公務員化する内容の「(独) 統計センター法の一部を改正する法律案」を提出されたが、採決に至らず審議未了となり、第 171 回国会の衆議院解散に伴って廃案。 ○その後、独立行政法人通則法改正案及び整備法案（平成 24 年 5 月 11 日閣議決定）により、統計センターは行政執行法人に移行し、役職員は国家公務員とすることが政府決定された。